

指名停止等一覧表

(期間 平成27年10月1日～平成27年12月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 大野組	名寄市西4条南9-14	平成27年10月2日	平成28年1月2日	3ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者が平成27年9月1日、旭川開発建設部発注の「名寄農業開発事務所 車庫借上(単価契約)」の入札において落札者となったが、入札した価格に誤りがあったことから、平成27年9月3日、契約辞退届が提出され、当該契約が不成立になったため。
株式会社 清水商会	千葉県千葉市中央区松ヶ丘町633	平成27年10月2日	平成28年1月9日	3ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)	本件は、第一防災株式会社の代表取締役及び関東支店長は、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕された。上記の有資格者については、代表役員等がこの入札談合に加わり、平成27年8月6日に、談合罪で略式起訴されたため。
株式会社 千代田防災	東京都東村山市多摩湖町1-24-2					
旭防災設備株式会社	東京都世田谷区代田3-13-12					
株式会社 エノモト防災工業	千葉県木更津市長須賀627-0	平成27年10月10日	平成27年11月9日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)	本件は、第一防災株式会社の代表取締役及び関東支店長は、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕された。上記の有資格者については、代表役員等がこの入札談合に加わり、平成27年8月6日に、談合罪で略式起訴されたため。
株式会社 ニッショウ	東京都江東区猿江2-8-0					
株式会社 東洋実業	北海道札幌市中央区北六条西22-2-5					
三津浜工業株式会社	東京都大田区蒲田2-19-10					
富士防災設備株式会社	東京都文京区後楽2-20-13					
防災技術センター株式会社	千葉県千葉市中央区若宮1-20-8					

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

指名停止等一覧表

(期間 平成27年10月1日～平成27年12月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 浜田組	上川郡和寒町字西町199	平成27年10月22日	平成27年11月4日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該事業者が平成26年7月16日に和寒町内で施工した一般工事において、チェーンソーを用いて行う立木の伐倒作業に必要な特別教育を行っていない労働者を就かせていたこと、また、立木の伐倒作業を行うときに、一定の合図を定めていなかったことにより、その結果、労働者1名が伐倒した木に激突し死亡する事故を発生させた。このことについて、平成27年8月15日に名寄簡易裁判所において、労働安全衛生法違反として罰金刑が確定したことにより、北海道開発局より2週間の指名停止措置となったため。
風土建株式会社	旭川市永山4条13丁目2-12	平成27年11月11日	平成27年12月10日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)	当該事業者が旭川市内で施工した一般工事において、工事全区域における歩道及び車道の路盤厚の不足が確認されたため、補修工事を行った。しかし、対象が工事全区域に及ぶこと、また、付近住民に多大な迷惑をかけたことを勘案し、粗雑工事による重大な瑕疵が生じたものと認められ、平成27年10月17日、北海道知事から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けたため。
日本システムサイエンス株式会社	東京都千代田区平河町2-4-14	平成27年12月26日	平成28年3月25日	3ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者が厚生労働省発注のマイナンバー制度導入に絡む業務の入札に際し、日本システムサイエンス(株)が受注できるよう便宜を図ってもらった見返りに現金100万円を渡したとして、平成27年10月13日、厚生労働省情報政策担当参事官室の室長補佐が収賄の容疑で逮捕された。日本システムサイエンス(株)の元社長の贈賄については、公訴時効が成立しているが、贈賄を行った事実が明確であるため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。